

令和4年度 第16回役員会議事要旨

日 時 令和4年11月22日（火） 10時30分～11時18分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，山崎理事

欠席者 吉田理事，竹下理事

陪席者 佐々木監事，南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長より，役員会で協議し，教育研究評議会等で審議した3案件について，審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長より，一括審議事項の概要について，次のとおり説明があった。

(1) ウィルフリッド・ロリエ大学（カナダ）との学術交流協定の締結について （更新）

2010年より締結しているウィルフリッド・ロリエ大学との学術交流協定について，これまでの研究交流及び学生交流の実績を踏まえ，2022年12月から2027年12月までの5年間，同校との学術交流協定を更新するもの。

(2) 令和4年人事院勧告への対応等に伴う就業規則の一部改正について

国においては，人事院勧告どおりの実施を閣議決定しており，本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき，職員給与規程等の一部改正を行い，また，教員免許更新制の廃止に伴い，教員免許更新講習に係る職務付加手当を廃止するため，職員給与規程の一部改正を併せて行うもの。

(3) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

国においては，人事院勧告どおりの実施を閣議決定しており，本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき，役員報酬規程の一部改正を行うもの。

上記3案件について，審議の結果，了承された。

(4) 令和4年度教育功績等表彰者へのインセンティブ付与について

山下理事より，本学の教育に功績のあった被表彰者について，教育功績等表彰規程等に基づき，教育研究評議会の議を経て決定する旨，各部局から表彰対象者の推薦があったもののうち，医学部1件について選定を行った旨，インセンティブ支給額等について，説明があり，審議の結果，了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学「コロナ禍における教職員の海外渡航に関する当面の方針」の国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」への切替

について

三島副学長より、令和4年5月の役員会において決定した「コロナ禍における教職員の海外渡航に関する当面の方針」に基づいて、本学教職員の海外渡航の申請及び許可を行ってきたところであるが、国の水際対策の緩和等を受け、「教職員等の海外渡航に関する指針」へ切替を行う旨、本指針の趣旨及び変更点、各部局における渡航者数等について説明があり、審議の結果、了承された。

- (6) 国立大学法人佐賀大学「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する当面の方針」の改定について

三島副学長より、令和4年6月の役員会において決定した「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する当面の方針」に基づき、海外から本学を訪問する者の受入れを行ってきたが、国の水際措置の見直し及びみなし輸出管理に関する法改正に伴い、本方針の改定を行う旨、方針の改定内容及び各部局における受入者数等について、説明があり、審議の結果、了承された。

- (7) その他
特になし。

2 協議事項

- (1) 医学部附属病院看護職員の処遇改善の実施に伴う就業規則の一部改正について
渡理事及び人事課長より、地域でコロナ医療等、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、処遇改善の仕組みとして、看護職員処遇改善評価料が新設されたことに対応するため、本学においても、医学部附属病院に勤務する看護職員の処遇改善の実施について決定し、就業規則の一部改正を行う旨、処遇改善の実施内容及び規程改正内容等について、説明があった。

なお、本件については、経営協議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

- (2) その他
特になし。

3 その他 特になし。

以上